

奈良県告示第百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和六年八月二十七日

奈良県知事 山下 真

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		旧	新	
訪問看護ステーションこころ生駒	生駒市西松ヶ丘三―五七 エルミタージュ雅一〇F号室	(開設者) 株式会社サンライズ	(開設者) 株式会社モノリス	令和六年六月一日
訪問看護ステーションこころ	北葛城郡広陵町みささぎ台三五―一七―一〇一	(開設者) 株式会社サンライズ	(開設者) 株式会社モノリス	令和六年六月一日
天理訪問看護ステーションひまわりⅡ	天理市中之庄町四八三	(所在地) 天理市三島町一二五―一	(所在地) 天理市中之庄町四八三	令和六年八月一日